事　 務　 連　 絡

令和元年12月11日

大和市内介護サービス事業所

管理者 各位

大和市健康福祉部

介護保険課長

介護職員による髭剃り行為の可否について（通知）

日ごろから、介護保険事業の運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、標題の件に関して介護従事者から疑義が寄せられております。

つきましては、神奈川県高齢福祉課を通じ、厚生労働省老健局に解釈の確認を行った上で、本市における取り扱いを以下のとおりとします。

〇介護職員による髭剃り等について

　　理容師法第６条により、「理容師の免許を受けた者でなければ理容を業としてはならない」と定められています。また、同法第６条の２において、「政令で定めるところにより、特別の事情がある場合には、理容所以外の場所においてその業を行うことができる」と規定されています。これは、介護施設等に理容師が訪問し、理容業を行う場合は特別の事情を勘案し、理容業を行っているものと解釈されます。

　また、理容師法における「理容」とは「頭髪の刈込、顔剃り等の方法により、容姿を整えること」とされていることから、介護施設において入所者に業として顔剃り（髭剃り）を行う場合は理容師でなくてはならないと解釈されます。

　一方、介護職員が介護の業務において髭そり（利用者本人が日常的に使用しているＴ字カミソリ、電気シェーバーによるもののいずれも含む。）を行おうとする場合、特定の利用者について整容を目的として髭剃りを行うこととなりますが、利用者本人が髭剃りを行うことを「見守り・介助すること」が趣旨であり、**理容を業としているわけではないと解釈されます**。

**そのため、介護職員が介護の業務において髭そりを行うことについては、理容師法の適用を受けるものではなく、髭剃り（T字カミソリ、電気シェーバーを含む）は可能であると解釈することを通知させていただきます。**

　事務担当：事業者指導係

深　澤

電話：046-260-5170